平成２６年（フ）第１４５号
沖縄県那覇市識名３丁目17番７号　新垣アパート203
債務者　佐久本巌雄
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４４号
北海道室蘭市東町５丁目29番10号　コーポ大友２―206号室、前住所北海道室蘭市母恋北町２丁目５番16号
債務者　三上　則彦
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
群馬県太田市藪塚町60番地１　ボンヴィラージュやぶ塚Ｂ―101号
債務者　中島　由貴（旧姓黄倉）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２９号
愛知県一宮市高田字池尻47番地１
債務者　鈴木　和代
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０３号
香川県東かがわ市湊1937番地１
債務者　土井　芳子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２８号
香川県善通寺市金蔵寺町915番地
債務者　長目　節子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２３号
香川県三豊市高瀬町上高瀬122番地、申立時の住所香川県丸亀市土器町西４丁目544番地
債務者　三好　啓子（旧姓南浦・安部）（申立時の姓大倉）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２６号
香川県仲多度郡琴平町榎井922番地７
債務者　加藤　幸司
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１６３号
熊本県上益城郡山都町小中竹369番地
債務者　荒牧　信介
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９２号
沖縄県豊見城市字長堂196番地　コーポ西205号
債務者　島根　香織（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２３７号
千葉県八千代市八千代台南１丁目30番１号　テラスハウス中村Ａ棟201号
債務者　品川　忠行
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５２号
千葉市花見川区幕張町６丁目301番地91　ノーブル幕張105号
債務者　小関眞理子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７８号
千葉県市川市塩浜４丁目６番5272号市営住宅塩浜団地
債務者　宇野　正美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８２号
千葉県八千代市大和田新田469番地393
債務者　日下部真紀
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９４号
千葉市若葉区千城台東２丁目39番１号　ダイアパレス千城台Ⅱ205号
債務者　及川　佐織
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９８号
千葉市稲毛区小仲台８丁目16番21―104号
債務者　田中　千晴
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
静岡県菊川市下内田2353番地の２
債務者　伊藤　好勝
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係